



山形県公報

平成24年1月31日(火)
第2313号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……107
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……108
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 地域森林計画の公表……………(森林課) ……同
- 地域森林計画の変更の公表……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……109
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 同……………(同) ……112
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……113

## 告 示

### 山形県告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|--------------|--------------------------|----------------|------------|
| 須田医院 ショートステイ | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 上山市美咲町一丁目3番25号 | 平成23. 9. 1 |

### 山形県告示第94号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|-----------------------------|---------|-------------|
| 株式会社河井の里               | 小規模デイサービス河井の里<br>長井市河井883番地 | 通所介護    | 平成24. 1. 23 |

**山形県告示第95号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|-----------------------------|----------|-------------|
| 株式会社河井の里                 | 小規模デイサービス河井の里<br>長井市河井883番地 | 介護予防通所介護 | 平成24. 1. 23 |

**山形県告示第96号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営最上川下流地区土地改良（基幹水利施設管理）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営最上川下流地区土地改良（基幹水利施設管理）事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
酒田市役所、鶴岡市役所、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成24年2月3日から同年3月2日まで
- その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第97号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により置賜森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部森林課及び置賜総合支庁産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第98号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により最上村山森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第99号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字今塚から長町地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年1月19日から同年3月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点改測）

**山形県告示第100号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年5月24日 指令村総建第5006号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町西三丁目834番1、834番5、834番6、836番3の一部、836番6、843番10、1048番16の一部、1050番3の一部、1051番1の一部、1051番2の一部、1052番4、1052番5、1053番4、1060番4の一部、834番1先、1051番1先、1051番2先、1052番5先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
尾花沢市大字臈気661番地5  
株式会社東北アメニティハウジング

**山形県告示第101号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道置総建第310号
- 2 指定の場所 南陽市若狭郷屋字駅西882番10、883番1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長123.05メートル
- 4 指定年月日 平成24年1月20日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成24年5月31日まで縦覧に供する。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |
| 株式会社デンコードー  | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号   | 井 上 元 延 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村 井 正 平 |
| 株式会社やまと      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号     | 矢 嶋 孝 敏 |
| 株式会社清川屋      | 鶴岡市宝田一丁目4番25号          | 伊 藤 秀 樹 |
| 株式会社モリタ      | 秋田県秋田市山王三丁目3番9号        | 盛 田 良 次 |
| 株式会社三城       | 東京都中央区銀座二丁目7番17号       | 多 根 弘 師 |
| 株式会社大谷       | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号 | 大 谷 勝 彦 |
| 株式会社パレモ      | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地        | 中 本 敏 幸 |
| 株式会社タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号     | 指 田 努   |
| 株式会社マツヤエレガンス | 秋田県秋田市中通二丁目1番23号       | 新 開 仁   |
| 株式会社マルタ      | 長野県飯田市座光寺4601番地1       | 宮 下 晃   |
| 株式会社キタムラ     | 高知県高知市本町四丁目1番16号       | 武 川 泉   |
| 株式会社ダイユーエイト  | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地      | 浅 倉 俊 一 |
| 有限会社タキヤ      | 東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5    | 大 瀧 正 博 |

|           |                   |        |
|-----------|-------------------|--------|
| 株式会社道研    | 東根市本町1番10号        | 小熊 順   |
| 有限会社佐藤正栄堂 | 鶴岡市本町二丁目2番10号     | 佐藤 正 廣 |
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地 | 中山 章   |
| 株式会社ベル    | 新庄市沼田町6番16号       | 赤松 正文  |
| 有限会社尾川園   | 鶴岡市大東町22番45号      | 尾川 勝 則 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|--------------|------------------------|--------|
| イオンリテール株式会社  | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村井 正 平 |
| 株式会社やまと      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号     | 矢嶋 孝 敏 |
| 株式会社清川屋      | 鶴岡市宝田一丁目4番25号          | 伊藤 秀 樹 |
| 株式会社モリタ      | 秋田県秋田市山王三丁目3番9号        | 盛田 良 次 |
| 株式会社三城       | 東京都中央区銀座二丁目7番17号       | 多根 弘 師 |
| 株式会社大谷       | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号 | 大谷 勝 彦 |
| 株式会社パレモ      | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地        | 中本 敏 幸 |
| 株式会社タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号     | 指田 努   |
| 株式会社マツヤエレガンス | 秋田県秋田市中通二丁目1番23号       | 新開 仁   |
| 株式会社マルタ      | 長野県飯田市座光寺4601番地1       | 宮下 晃   |
| 株式会社キタムラ     | 高知県高知市本町四丁目1番16号       | 武川 泉   |
| 株式会社ダイユーエイト  | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地      | 浅倉 俊 一 |
| 有限会社タキヤ      | 東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5    | 大瀧 正 博 |
| 株式会社道研       | 東根市本町1番10号             | 小熊 順   |
| 有限会社佐藤正栄堂    | 鶴岡市本町二丁目2番10号          | 佐藤 正 廣 |
| 株式会社未来屋書店    | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地      | 中山 章   |
| 株式会社ベル       | 新庄市沼田町6番16号            | 赤松 正文  |
| 有限会社尾川園      | 鶴岡市大東町22番45号           | 尾川 勝 則 |

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

井上元延

## 3 変更年月日

平成23年12月20日

## 4 届出年月日

平成24年1月10日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年5月31日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成24年5月31日まで縦覧に供する。

平成24年1月31日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター

酒田市あきは町120番1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

代表取締役 石黒靖規

株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

代表取締役 井上元延

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 15,408平方メートル

(変更後) 18,379.8平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

## ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 75台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 105台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 366.6平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 489.8平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 74.8立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 97.4立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|---------------|---------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社   | 終日営業    |         |                 |
| 株式会社ダイユーエイト   | 午前7時30分 | 午後9時    | 年間60日は閉店時刻午後10時 |
| その他の小売業者      | 午前9時    | 午後10時   | 年間3日は開店時刻午前8時   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|---------------|---------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社   | 終日営業    |         |                 |
| 株式会社ダイユーエイト   | 午前7時30分 | 午後9時    | 年間60日は閉店時刻午後10時 |
| 株式会社デンコードー    | 午前9時    | 午後10時   |                 |
| その他の小売業者      | 午前9時    | 午後10時   | 年間3日は開店時刻午前8時   |

ロ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 7か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

(1) 3の(2)のイ及び3の(3)のロに掲げる事項 平成24年1月25日

(2) (1)以外の事項 平成24年9月11日

5 届出年月日

平成24年1月10日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年5月31日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |                                        |
|------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営成島アパート1号 | 米沢市成島町三丁目2-96     | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用 | 15,300                  | 17,700                                 | 20,200                                 | 22,800                                 | 26,100 | 30,100                                 | 3月分の家賃に相当する額                           |
| 同 糠野目アパート  | 東置賜郡高島町大字福沢5-5    | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,800                                 | 15,800                                 | 17,800                                 | 20,400 | 23,500                                 |                                        |
| 同 館之北アパート  | 同 川西町大字中小松3017-1  | 同    | 67.4                          | 2    | 同   | 19,100                  | 22,100                                 | 25,300                                 | 28,500                                 | 32,600 | 37,600                                 |                                        |
| 同 小出アパート2号 | 長井市台町3-2          | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                                 | 18,700                                 | 21,100                                 | 24,100 | 27,800                                 |                                        |
| 同 小国アパート2号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-8 | 同    | 59.4                          | 4    | 同   | 13,700                  | 15,900                                 | 18,200                                 | 20,500                                 | 23,400 | 27,000                                 |                                        |
| 同          | 同                 | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 13,700                  | 15,900                                 | 18,200                                 | 20,500                                 | 23,400 | 27,000                                 | 単身可                                    |
| 同 白鷹アパート   | 同 白鷹町大字荒砥乙1482-1  | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 12,600                  | 14,600                                 | 16,700                                 | 18,800                                 | 21,500 | 24,800                                 |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年2月6日から同月10日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合には、平成24年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成24年3月下旬

平成24年 1月31日印刷  
平成24年 1月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056